

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 2 年 6 月 4 日現在

機関番号：22702

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2019

課題番号：16K04152

研究課題名（和文）地区社会福祉協議会活動推進における空き家活用型専有拠点に関する研究

研究課題名（英文）Study on The Utilization of Vacant Houses inSecuring The Base of District Council of Social Welfare

研究代表者

中村 美安子（Nakamura, Miyako）

神奈川県立保健福祉大学・保健福祉学部・教授

研究者番号：30363857

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,500,000円

研究成果の概要（和文）：地域の空き家を活用した地区社会福祉協議会の活動拠点確保の可能性を検討するため、全国実態調査及び先行事例調査を実施した結果、活動拠点に適した空き家の必須条件は「一階部分に日常使用するスペース（オフィススペースと活動者のラウンジスペース）がある」こと、望ましい条件は「オフィススペースができるだけ独立して確保できる」「イス座で20～30人程度が入れる多目的集会スペースがある」ことであった。また、空き家情報が集積している場の一つとして空き家管理事例が増加している成年後見人への実態調査を実施し、後見人が空き家情報が集積する場であること、無料又は低額で借り受けられる可能性があることが明らかとなった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

地域での住民の支え合い活動への期待は高いがその代表例である地区社協においても活動基盤となる専有拠点の確保は進んでいない。本研究では、財政基盤が弱い住民福祉活動では無料又は低額で確保できる物件の存在なしにこの状況が改善することはないとの立場から、全国的に増加が問題となっている地域の空き家活用の可能性を検討した。本研究により、望ましい物件の条件、空き家情報が集積している場の特定、無料又は低額で借り受けようとする場合に整備すべき条件などを一定明らかにすることができた。財政基盤が弱い地区社協等が無料又は低額の負担で活動拠点を確保することの現実性を高めるための手がかりを提供できたものと考えている。

研究成果の概要（英文）：To examine the potential of vacant houses as community activity bases of district councils of social welfare, we performed a nationwide survey and collected good practice. The results showed that the essential requirement was “downstairs space for daily use (for an office and a supporters’ lounge)”, and favorable conditions were “a separate office area” and “a multi-purpose room with a seating capacity of 20-30”. We also conducted a survey on management of vacant houses by adult guardians because there have been a growing number of vacant houses under their management. The survey has revealed that adult guardians are where information on vacant houses accumulates, and the vacant houses under adult guardian’s management are possibly rented for free or at a low price.

研究分野：地域福祉

キーワード：住民福祉活動 活動拠点 空き家活用 地区社会福祉協議会 成年後見人

様式 C-19、F-19-1、Z-19（共通）

## 1. 研究開始当初の背景

近年、地域での住民の支え合い活動への関心が倍している。現在、市町村社会福祉協議会（社協）の 49.5%に設置されている地区社会福祉協議会（地区社協）は、住民代表が構成員となって活動する住民福祉活動組織の代表例であるが、多くは専有の活動拠点を持たないため活動が行事型で生活上の手助けをする活動（生活支援活動）を展開する基盤を欠いている状況である。これまで『地域福祉のあり方に関する研究会報告』（厚生労働省 2008 年）や『地域力強化検討会中間とりまとめ』（厚生労働省 2016 年）において活動拠点が重要との指摘がされてはきたが、拠点確保の動きには今一つ進展が見られない。

一方、地域では全国の空き家率が 13.5%と過去最高を記録するなど空き家増加が問題となっている。これら空き家を活用することができれば、財政基盤が弱い地区社協等が無料又は低額の負担で活動拠点を確保することの現実性が高まるとの期待もあるが、実際に取り組むためには、活動者側のノウハウの不在などいくつものハードルがある。

## 2. 研究の目的

地区社協における生活支援活動の活性化を図るため、その活動基盤となる活動拠点を空き家活用によって確保することの可能性を検討する。

## 3. 研究の方法

地区社協の活動拠点と空き家活用の現状、意識、課題を把握し、空き家活用に取り組む際の手がかりとなる「確保すべき物件の条件」「無料又は低額で借り受けることができる物件の所在情報に関する新たな方法」について明らかにするため以下の調査を実施した。

- ①<全国調査>全国社会福祉協議会の調査で「活動拠点を持つ地区社協がある」と回答した市町村社協への活動拠点調査
- ②<先行事例調査>地区社協の活動拠点を空き家活用によって確保し住民主体の生活支援活動を展開している先行事例である神奈川県茅ヶ崎市のヒアリング及び現地調査
- ③<空き家情報調査>空き家管理に苦慮していると言われる専門職の成年後見人（弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士）の空き家管理実態と活用可能性に関する調査

## 4. 研究成果

### (1) 全国調査

#### <調査結果>

全社協の『平成 27 年度市区町村社会福祉協議会活動実態調査』で、活動拠点をもつ地区社協があると回答した 938 社協（回答社協の 64.4%、社協全体の 50.9%にあたる）を対象に、郵送調査により実施し、回収率は 51.7%（477 団体）であった。

専有の活動拠点をもつ地区社協がある地域は 33.8%、全て又は多くの地区が常設・専有でない地域は 62.5%。「拠点」の場所は「役場や公民館などの公的施設内」が最も多く 72.7%、次いで「自治会・町内会の会館」47.0%、「戸建住宅」6.3%、「店舗」4.6%、「アパート」1.3%、「マンション」1%であった。戸建住宅、アパート、マンション、店舗など空き家を活用している地区が「どこの地区にもない」が 74.2%で「ほとんどの地区にある」は 1.9%、「半分くらい」あるいは「一部の地区」にあるのは 12.2%。賃貸料については「支払っているところはない」が 69%であった。現在の活動拠点の課題は「高齢者障害者などが使いにくい」27.9%、「確保し続けられるか不安」24.1%、「狭い」17.2%、「維持費が負担」15.7%、「立地が不便」15.3%、「使いづらい」14%。活動拠点を持ち生活支援活動に取り組んでいる地区については「全地区」2.3%、「多くの地区」4.8%、「一部の地区」28.7%で、「取り組む予定の地区はない」39.3%であった。空き家活用について検討している地区がある地域は 12.8%で「検討していない」が最も多く 68.3%であった。空き家活用についての関心は、71.1%が関心があると回答した。空き家活用の課題は「維持費や賃貸料の負担が心配」が最も多く 70%、次いで「防火・耐震性などの安全面」27%、「活用できる空き家情報がない」23.5%、「活動に合う空き家が見つからない」21.0%、「どのような空き家を探せばよいかわからない」10.3%であった。活動拠点が確保できるなら、公共施設と空き家活用のどちらが良いと思うか問うたところ、「どちらでも良い」54.5%、「公共施設がよい」30.6%。「空き家活用のほうが良い」が 2.3%であった。「空き家活用のほうが良い」と回答した社協は 11 社協で、町村 8、一般市 2、特例市 1 であった。

#### <まとめ>

地区社協の活動拠点の多くが役場や公民館などの公的施設内や自治会・町内会の会館内にあり専有ではないこと、活動が行事型で生活支援活動の取り組みが未だ十分広がっておらず地域がもつ活動拠点のイメージが曖昧であった。活動拠点とは専有の場所であるというイメージは地域で共有化することが必要である。また、空き家活用事例は 12.8%にとどまるものの関心はあり、選択肢として排除されていないが具体的な確保行動には至っていない。その理由として「賃貸料や維持費の負担」「防火・耐震性などの安全面」「空き家像の曖昧さ」、「空き家の所在情報等の不足」がハードルとなっていることが明らかとなった。

### (2) 先行事例調査

#### <調査結果>

地区社協の活動拠点を空き家活用によって確保し住民主体の生活支援活動を展開している先

行事例である神奈川県茅ヶ崎市の地区社協9か所（公的施設内3、空き家6）に対し以下によりヒアリング及び現地調査を実施した。空き家6か所についての主な調査結果は以下「茅ヶ崎市の地区活動の概要」及び<表1>、<図1>のとおりである。

#### ○茅ヶ崎市の地区活動の概要

茅ヶ崎市の人口は約24万人、高齢化率は25.9%（平成30年5月現在）。神奈川県中南部、相模湾に面した湘南地方の中心に位置する特例市である。

市社協が市内全区（12地区）の住民に働きかけて組織した地区社協に、平成15年より地区ボランティアセンター（VC）を順次設置し生活支援活動を展開している。約10年をかけ設置が進み、現在は全地区社協への地区VC設置が終了している。立ち上げ支援や活動維持発展のための支援は、市社協が行い、12地区のうち6地区が空き家（店舗含む）活用事例である。賃貸契約主体は法人として契約できる市社協が行っている。市の助成は、初期費用が30万円限度、賃貸料、光熱水費、電話料金、活動費を合わせて一地区年額120～130万円である。地区VCの開館日は、多くの地区が週2日程度である。活動者は有志の住民で、1日数名ずつ交代で活動拠点に駐在して生活支援の依頼受付や調整を行うコーディネーター役（以下「Co」）と利用者宅を訪問して生活支援を提供するサポーター役（以下「Su」）を担う。生活支援の内容は、草取り、掃除、買い物、話し相手、小さい家具の移動、ゴミ捨て、電球交換などであり、その他相談に応じて柔軟に対応している。半分の3地区が活動拠点においてサロンを実施している。CoもSuもボランティアであり、無報酬であるが、生活支援では多くの地区がサポートする側と受ける側が水平的な関係を保つ工夫として、1回200円など利用料金を設定し、そのうち100円程度を交通費などの実費としてSuに渡し、100円を活動費に充当する等している。各地区Coは10名程度、Suは50～100名程度が登録している。活動者の年齢層は、60歳代は少数で50歳代はごく少数、大半が70歳代であり上は90歳までと高齢者中心である。

#### <まとめー確保すべき物件の条件と課題>

生活支援活動展開に適した空き家の条件は、そこで活動するボランティアが高齢者中心であることに配慮し、「一階部分に日常使用するスペース（オフィススペースとボランティアの居場所となるラウンジスペース）がある」ことで、望ましいのは、「オフィススペースが、できるだけ独立して確保できる」「イス座で20～30人程度が入れる多目的集会スペースがある（多目的集会スペースは、全部または一部をラウンジスペースと兼ねることができる）」ことであった。具体的には、広さと可変性が担保できる続き間等の連続する空間のある物件が望ましいと考えられる。続き間があり無料や低額での確保の可能性も高いという点で築古物件に確保の可能性が高いことが把握され、実際多くが築古物件であったが、将来的に退去要請による移転が生じる可能性の高いことが活用上の課題であった。

### （3）空き家情報調査

#### <調査結果>

空き家管理に苦慮していると言われる専門職の成年後見人（以下「後見人」）に対し、空き家管理実態と活用可能性に関する郵送調査を実施した。対象地域は、住民のネットワークでの空き家情報の把握に限界があると思われる都市部とし、研究代表者及び共同研究者にとって地理的な特徴を十分に把握できており、かつ一定のネットワークのもと調査協力を得る基盤もある神奈川県とした。回収は、司法書士（〔司法〕）455名に対し155名（34.1%）、社会福祉士（〔福祉〕）は561名に対し255名（45.5%）、行政書士（〔行政〕）は471名に対し227名（48.2%）、弁護士（〔弁護〕）は710名に対し48名（6.8%）であった。回収率は全体で31.2%、全弁護士に送付される会の会報に後見人宛の調査票を同封し回答を依頼する形であったため回収率の得にくい形式であり6.8%と低率であった弁護士会を除くと36.1%であった。なお〔司法〕は本部役員より後見人以外も含め調査してほしいとの要望があったため〔司法〕全会員1130名（うち後見人455名）に対し調査票を配布し、377名の回収があり回収率は27%で、このうち155名が後見人であった。

#### 1) 成年後見人と空き家管理の実態

〔司法〕155名、〔福祉〕233名、〔行政〕182名、〔弁護〕48名のうち、現在管理している空き家がある者は、〔司法〕38.7%、〔福祉〕12.4%、〔行政〕21.4%、〔弁護〕62.5%。現在管理されている物件数は任意後見（〔行政〕と〔弁護〕のみに設定）を合わせると347戸であった。〔社会〕は資産が少なく主に身上監護のケースを受任する機会が多いことから他に比べ低率であり、〔弁護〕は空き家を管理している者が回答している可能性が高いため顕著に高い率となっている。形態は、「2階建住宅」（44.8～77.3%）、管理することになった理由は、「居住者の施設入所」（66.7～89.3%）が最も多かった。その他の理由には「長期入院中の被後見人の父母の死亡」（行政）「当初入居者がいたが退去した」（弁護）があげられていた。管理の負担感が「かなりある」は20.0～51.7%で「少しある」を合わせると83.3～94.6%と何等か感じている者がほとんどで、不動産等の資産管理に不慣れなことが多く、被後見人に資産がないため業者利用がしにくい〔福祉〕においては「かなりある」が51.7%と高率である。負担感の理由で最も多いのは4職種とも「草取り、風通しなどの保全の手間」（68.0～84.0%）、〔司法〕〔行政〕〔弁護〕では「放火被害の心配」（61.3～66.7%）、〔福祉〕では「不法侵入の心配」「郵便物の管理」（それぞれ60.0%）であった。その他には「地主との折り合い」（司法）、「家財処分」（福祉）、「退去問題」（行政）、「売却が必要だが本人が拒否」（弁護）などがあげられていた。いきいきサロン等地域の居場所などの地域活用事例に関わったことがある者は11名あった。

## 2) 成年後見人が管理する物件の地域活用の可能性

「地域に貢献するような空き家活用に関心を示す物件所有者がいると思う」という回答は、〔司法〕では、「かなり」「ある程度」「一部にいる」を合わせると56%、〔福祉〕〔行政〕〔弁護士〕では、「説明すれば受け入れられる人はいると思う」23.1~36.7%、「後見人が判断すれば貸せるだろうと思う人はいると思う」23.1~33.7%であった。その場合「賃料は不可欠」は、〔司法〕17.4%、〔福祉〕〔行政〕〔弁護士〕17.2~25.6%に留まり、賃料については、「近隣の相場が望ましいがそれより低くても構わない所有者はいると思う」は、〔司法〕72.3%、〔福祉〕〔行政〕〔弁護士〕では27.6%~43.6%、維持管理費の支出がなくなるなど被後見人の負担軽減につながるなら「不可欠ではないと思う」は12.8%~36.7%あり、これらを合わせると「不可欠でない」が56.4~73.4%であった。また、後見人が判断能力を喪失している被後見人に代わって判断すること（〔福祉〕〔行政〕〔弁護士〕で設問）については、「利用者にメリットがあれば判断したい」が54.1~70.8%で、「不利益にならないければ判断したい」を合わせると69.8~83.3%が判断したいと回答している。空き家を所有する被後見人のメリットとして期待するのは、「草取り、風通しなど保全の手間がいらなくなる」63.9~85.4%、「不法侵入や放火の心配が減る」62.5%~69.2%であった。「期待するメリットはない」は、いずれも1割に満たなかった。空き家を地域で活用するという考え方について、今後検討したいと思うかの問いには「積極的に検討したい」は2.1~20.6%であるが、「検討してみたい」は42.4~55.5%あった。

## 3) 地域活用の課題

成年後見制度において生じる対応については家庭裁判所の判断を要することから、〔福祉〕〔行政〕〔弁護士〕への調査では「家庭裁判所の判断」を選択肢に追加した。その結果、今後関わるとすれば必要だと思うことで最も多かったのは、〔司法〕では「空き家活用方法があれば所有者に情報提供する」49.0%であったが、〔福祉〕〔行政〕〔弁護士〕では「家庭裁判所の理解」で53.7~66.5%であった。

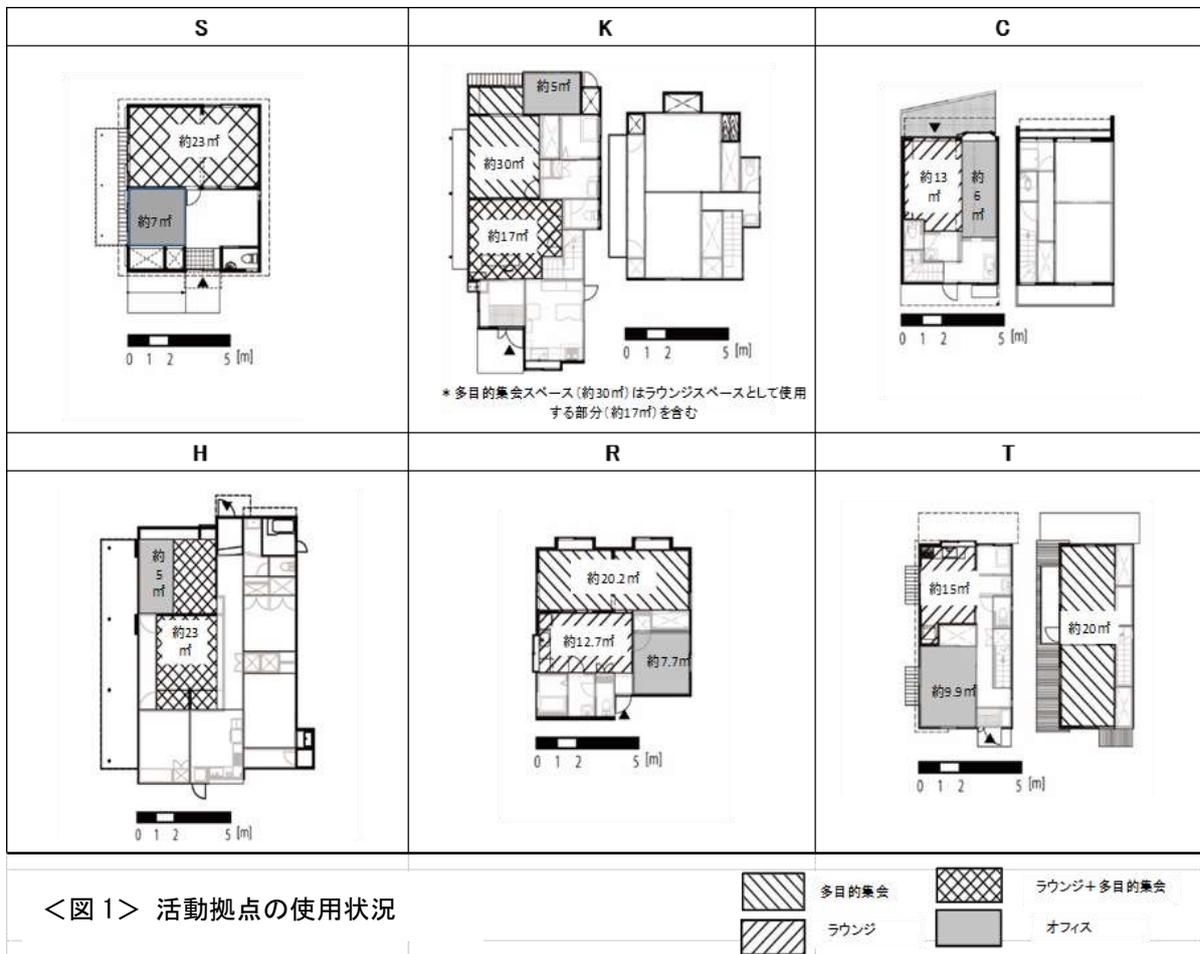
なお、自由意見には、208（〔司法〕28、〔福祉〕89、〔行政〕77、〔弁護士〕14）名から意見が寄せられた。このうち空き家を地域で活用することについて35名（16.8%）からは、「賃料を無料同様としても、（空き家の）管理活用の場となればよい。活用は考えればいくらでもやりようがある」（行政）、「空き家を放置しておくで雑草やハチの巣など近隣の迷惑になる。後見人がつくような人の家は手入れが行き届かず家が傷んでいることがある。空き家の状態が悪くなる前に活用できるとよい」（福祉）といった賛同意見があり、「賃貸によるトラブルが回避できるなら後見人の負担感が減り活用が促進されるのではないか」（弁護士）、「家財の整理処分やリフォームが必要な場合の費用負担が大きい。地域のボランティアの支援があれば心強い」（行政）、「後見人が理解するということはまずない、むしろ後見人、被後見人の親族、家庭裁判所の理解が重要」（弁護士）、「管理運営の問題があり組織団体との関係で取り組む必要がある。社会福祉法人等が望ましい」と条件があれば賛同する意見が65（31.3%）あった。一方で、「容易に退去させられないので相続人が困る、未収金が発生するリスクがある、修繕などオーナーの義務負担が大きい」（弁護士）、「居住用不動産の処分は家庭裁判所の許可が得られず苦勞している。積極的運用は理解してくれない」（福祉）、「ゴミ屋敷で悪臭もあり残留物の撤去やクリーニングでも臭いが取れるのかといった問題があり活用のイメージができない」（行政）など困難があり賛同しないとする意見が54（25.9%）あった。わからないという意見は16（7.7%）、その他として情報交換の場が必要という意見や設問の設定に関する意見等が38（18.3%）あった。また、これら自由意見の中で空き家活用上の課題に関する意見を記載する者が66名あり、その内訳をみると、本調査の設問に含まれる「家裁の理解」に関して19、「本人の理解」に関しては8あり、「相続人等とのトラブルにならないか不安」7、「社会の理解」が4あったほか、活動者との関係で課題となることについては、「空き家の片付け、修繕、保全に関する費用等の負担」が15、「売却の必要性が生じたとき等の明け渡しのトラブル不安」が9、「活動者への管理運営上の不安」が9あった。

### <まとめ一無料又は低額で借り受けることができる物件の所在情報に関する新たな方法>

新たに活動拠点を探す場合もすでに活動拠点を確保している場合も、空き家活用を進める上では、活動に適した空き家物件の所在情報の把握を容易にすることが求められる。茅ヶ崎市の調査では空き家の所在情報は不動産店にあたる、活動者のネットワークで探すという二つの方法が駆使されていたが、無料又は低額で借り受けることを前提とする場合には活動者のネットワークが唯一の方法となり選択肢が極めて狭いと言わざるを得ず、新たな方法の追加が求められる。そこで実施した本調査の結果、専門職後見人が意図せず「空き家情報が集積する場」となっており、その管理物件の地域活用の可能性があることが把握でき無料又は低額で借り受けることができる物件の所在情報に関する新たな方法の追加の可能性が把握できた。また、借り受ける場合に住民福祉活動団体が整えるべき条件には「速やかな撤去」「身元の確実性」「当初の片づけや修理」があることを把握した。「速やかな撤去」「身元の確実性」は一般的な賃貸の場合にも生ずる要請であるが「当初の片づけや修理」は空き家活用に特徴的な要請である。これについては、他にも整備すべき条件があるか、これら条件は必須か望ましい条件かなど更なる裏付けが必要である。

<表 1> 活動拠点の概要

地区	S	K	C	H	R	T
拠点設置年	H15⇒H21移転	H20⇒H26移転	H24	H15⇒H22移転	H21	H22⇒H27移転
移転歴	1回(←アパート 6年間)	1回(←木造平屋 6年間)	なし	1回(←アパート一階 7年間)	なし	1回(←鉄骨二階建 6年間)
タイプ	木造平屋建	木造二階建	木造二階建、店舗	木造平屋建	二階建アパート1階	木造二階建
使用階	1階	1階(2階使用は低頻度)	1階(2階は不使用)	1階	1階	1階、(2階使用は低頻度)
築年数	30年以上(恐らく50年以上)	30年以上	30年以上	50年	25年位	33年
総面積	46.63㎡	104.3㎡	57.75㎡	90㎡	50.5㎡	61.5㎡
間取り	3DK	4DK+S	2Kと店舗スペース	5DK	3DK	3DK
賃貸状況	すでに賃貸を放棄	賃貸不調	賃貸不調	非賃貸(個人宅離れ)3年	賃貸不調	賃貸不調
日常使用空間	39㎡	35㎡	19㎡	28㎡	20.4㎡	20.3㎡
日常使用空間の座	フローリングにイス座	フローリングにイス座	1階フローリングにイス座	畳にイス座	フローリングにイス座	フローリングに座卓
地区内の位置	ほぼ中央	地区のはずれ	中心からはずれる	地区のはずれ	地区のはずれ	ほぼ中央
賃貸料	8万円	9万9千円	8万円	8万円	7万5千円	7万9千円
改修	全面(家主による)	なし	1階店舗部分の設備撤去、床の張替、トイレの洋式化	なし	なし	なし
拠点場所の把握	不動産店	不動産店	活動者(店舗の張り紙)	活動者(自身の自宅離れ)	活動者の知人情報	不動産店(活動者の知人)
来所手段	徒歩&自転車	徒歩&自転車	徒歩&自転車	徒歩&自転車	徒歩&自転車	徒歩&自転車
活動内容	生活支援活動、福祉なんでも相談、サロン	生活支援活動、サロン	生活支援活動、サロン	生活支援活動、福祉なんでも相談	生活支援活動	生活支援活動
開館日数	月10日	月8日	月9日	月17日	月8日	月8日
生活支援調整の場としての使いよさ	○	○	○	○	○	○
活動者の居場所としての使いよさ	○	○	○	○	○	○
集会の場としての使いよさ	○	○	×	○	○	△
多目的集会スペースの必要収容人数	概ね15~25人	概ね30~40人	多目的集会スペースなし	概ね15~20人	概ね15~20人	概ね15~20人
コメント	活動者は「欲を言えば続き間(8帖6帖)はもう一回り広いと総会の時に狭くなくてよいなあとと思うことがある」という	1階の続き間は構造壁が邪魔だがよく使っている。2階に広い続き間があるが上がり降りが億劫で使用していない	活動者は「2階の続き間は階段が億劫で使用しない。近くのコミュニティセンターが優先利用できるもので不自由は全く感じない」という	5DKと部屋数もあり、続き間も広く使える。窓外は庭の木々が見え、担当の日でなくともつい寄ってしまうなど、活動者の居場所としての満足度が高い	活動者は「不便といえば、玄関が狭いので人数が多いときは靴が置けないこと」という	続き間が2階で使いにくいと思われるが、活動者からは、「役員会等は頻繁な上がり降りはないので今のところは支障はない」と不満は聞かれない



<図 1> 活動拠点の使用状況

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 中村美安子、大原一興、藤岡泰寛	4. 巻 第15巻第一号
2. 論文標題 空き家活用による住民福祉活動拠点に関する研究 地区社会福祉協議会に関する全国調査から	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 神奈川県立保健福祉大学誌	6. 最初と最後の頁 29-37
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 中村美安子、大原一興、藤岡泰寛	4. 巻 第84巻758号
2. 論文標題 空き家活用による住民福祉活動拠点に関する研究 生活支援に取り組む住民福祉活動拠点に適した空き家の条件	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 日本建築学会計画系論文集	6. 最初と最後の頁 839 - 848
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） <a href="https://doi.org/10.3130/aija.84.839">https://doi.org/10.3130/aija.84.839</a>	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 中村美安子、大原一興、藤岡泰寛
2. 発表標題 空き家情報の集積点としての成年後見人の可能性～空き家活用による住民活動拠点の確保に関する研究
3. 学会等名 日本建築学会2018年度大会（仙台）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 中村美安子、大原一興、藤岡泰寛
2. 発表標題 空き家情報の集積点としての成年後見人及び司法書士の可能性～空き家活用による住民活動拠点の確保に関する研究
3. 学会等名 日本建築学会2017年度大会（広島）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 中村美安子
2. 発表標題 住民による生活支援活動の推進環境に関する研究～空き家活用型住民福祉活動拠点について<第1報>
3. 学会等名 保健福祉学会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 中村美安子
2. 発表標題 空き家を活用した住民福祉活動拠点に関する研究～神奈川県茅ヶ崎市地区ボランティアセンターの事例から
3. 学会等名 日本建築学会2016年度大会(九州)
4. 発表年 2016年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	大原 一興  (Ohara Kazuoki)  (10194268)	横浜国立大学・大学院都市イノベーション研究院・教授   (12701)	
研究分担者	藤岡 泰寛  (Fujioka Yasuhiro)  (80322098)	横浜国立大学・大学院都市イノベーション研究院・准教授   (12701)	